

特定非営利活動法人 八王子視覚障害者福祉協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人八王子視覚障害者福祉協会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を八王子市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、八王子市及び近隣市内に居住する視覚障害者に対して外出支援、社会参加に係る事業、並びに文化と健康、又は福祉に係る事業を行い、市民との共生を図るとともに、地域の健全なる福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 公的機関発行の録音物等の作成・発受事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (5) 障害者と市民の共生に関する講演会及び研修会等開催事業
- (6) 視覚障害者のための職業又は生活訓練事業
- (7) 災害時における視覚障害者間の連絡等救援事業
- (8) 音楽・句会等文化、芸術の振興及びスポーツの普及、又は市民との交流事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長2人を置く。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること、又は理事会の開催を要請すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その

職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(運営委員)

第19条 運営委員は運営委員会を構成し、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の事業を執行する。

- 2 運営委員はこの法人の役員及び正会員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は理事会の求めに応じて意見を述べることが出来る。相談役は理事会の求めに応じて理事会に出席して意見を述べることが出来る。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 残余財産の帰属先
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しな

ければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会)

第39条 運営委員会はこの定款、総会並びに理事会の議決に基づき、第5条に掲げる事業の執行等を行う。

また、円滑に事業を執行するため、会則を別に定める。

第5章 資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散総会において議決された社会福祉法人、又は類似する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1,000円
	賛助会員(個人)	0円
	(団体)	0円
(2) 年会費	正会員	5,000円
	賛助会員(個人)	3,000円
	(団体)	10,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	小林文雄
副理事長	植野益良
副理事長	中川義人
理事	石川和子
理事	内田義晴
理事	大野政江
理事	折口治夫
理事	花輪政紀
理事	廣渡俊明
理事	牧野武雄
監事	伊藤薰

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人 八王子視覚障害者福祉協会

1 事業実施の方針

視覚障害者の外出支援を目的に、障害者総合支援法に基づく同行援護事業を行う。

この事業は、視覚障害者に対し同行援護従業者派遣事業（同行援護）を行なうものであり、事務所（八王子市明神町4丁目2番2号秀和第2八王子レジデンス103号）を設置し、ガイドヘルパーの派遣サービスをする。

また、障害のある方が障害福祉サービスを利用したいときに相談をすることができる障害者総合支援法に基づく特定相談事業を令和8年4月に設置することを目標として、令和7年度はその準備期間とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【125,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	視覚障害者同行援護事業所を本会事務所に置き本事業所登録の同行援護従業者を派遣し、視覚障害者の社会参加のための同行援護事業を行う。	令和7年4月～令和8年3月	利用者の依頼による（自宅内・都内・隣域等）	同護者（1,500名）	同行援護従業者	視覚障害者	延べ2,000名
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業設置に受けて準備を行う。 定款変更・相談支援従事者初任者研修受講（職員2名）・計画相談事業所新規申請書類作成	令和7年4月～令和8年3月	八王子視覚障害者総合支援事業所	職員2名	一	一	一
	定款変更	令和7年6月	東京都民生活部 管理課 NPO法人担当				

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和8年度

事業計畫

特定非営利活動法人 八王子視覚障害者福祉協会

1 事業実施の方針

視覚障害者の外出支援を目的に、障害者総合支援法に基づく同行援護事業を行う。

この事業は、視覚障害者に対し同行援護従業者派遣事業（同行援護）を行なうものであり、事務所（八王子市明神町4丁目2番2号秀和第2八王子レジデンス103号）を設置し、ガイドヘルパーの派遣サービスをする。

また、障害のある方が障害福祉サービスを利用したいときに相談をすることができる障害者総合支援法に基づく特定相談事業を行う。この事業は、身体障害者に対し、特定計画相談事業を行うものであり、事務所（八王子市明神町4丁目2番2号秀和第2八王子レジデンス103号）を設置する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【126,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	視覚障害者同行援護事業所を本会事務所に置き本事業所登録の同行援護従業者を派遣し、視覚障害者の社会参加のための同行援護事業を行った。	令和8年4～令和9年3月	利用者の依頼による（自宅から市内・都内・隣地等）	同行援護従業者 延べ 1,500名	視覚障害者	延べ 2,000名	120,500円
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	計画相談支援 (1) 障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画(案)(本計画)の作成を行ない、サービス事業者等との連絡調整を行なう。	令和8年4～令和9年3月	八視協事務所	相談支援員2名	視覚障害者 身体障害者	延べ 120名	6,000円
X	(2) 定期的にサービス等の利用状況を検証し、計画の見直し(モニタリング)を行なう。	令和8年4～令和9年3月	八視協事務所	相談支援員2名	視覚障害者 身体障害者	延べ 360名	X

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和7年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人八王子視覚障害者福祉協会

(単位：円)

科 目	金額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		550,000
正会員受取会費	200,000	
賛助会員受取会費	350,000	
2 受取寄附金		50,000
受取寄附金	50,000	
3 受取助成金等		320,000
受取補助金	320,000	
4 事業収益		140,273,000
同行援護事業収益	125,000,000	
同行援護従業者加算手当	15,000,000	
販売品等収入	30,000	
研修費用等収入	243,000	
5 その他の収益		2,500
受取利息	500	
雑収入	2,000	
経常収益計		141,195,500
(B) 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		123,100,000
職員給与	32,000,000	
同行援護従業者給与	73,000,000	
同行援護従業者・職員加算手当	8,500,000	
事務員交通費	1,800,000	
同行援護従業者交通費	7,500,000	
職員活動費	300,000	
(2) その他経費		1,995,000
事務所設備・投資資金・緊急対策費(新規相談事業準備)	500,000	
会議交通費	157,000	
研修費	354,000	
広告宣伝費	65,000	
交際費	160,000	
同好会補助費	40,000	
修繕費	30,000	
会議費	190,000	
雑費	49,000	
理事会会議交通費	450,000	
事業費計		125,095,000
2 管理費		
(1) 人件費		6,020,000
法定福利費	4,500,000	
福利厚生費職員積立金	700,000	
顧問料	820,000	
(2) その他経費		8,241,700
本部費(涉外費・慶弔費・予備費)	230,000	
水道光熱費・通信費	700,000	
広告宣伝費	500,000	
事務用消耗品費	1,000,000	
備品消耗品費	150,000	
修繕費	500,000	
マンション管理費	357,600	
租税公課(固定資産税)	72,100	
諸会費(都盲協会費100名含む)	212,000	
減価償却費	1,000,000	
リース料	1,800,000	
支払手数料	100,000	
保険料	500,000	
雑費	800,000	
その他管理費(100周年積立金含む)	320,000	
管理費計		14,261,700
経常費用計		139,356,700
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		1,838,800
(C) 経常外収益		
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②-③		1,838,800
法人税・住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		25,919,440
次期繰越正味財産額③-④+⑤		27,688,240

令和8年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人八王子視覚障害者福祉協会

(単位：円)

科 目	金額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	200,000 350,000	550,000
2 受取寄附金 受取寄附金	50,000	50,000
3 受取助成金等 受取補助金	320,000	320,000
4 事業収益 同行援護事業収益 同行援護従業者加算手当 販売品等収入 研修費用等収入 特定相談支援事業	125,000,000 15,000,000 30,000 243,000 6,000,000	146,273,000
5 その他の収益 受取利息 雑収入	500 2,000	2,500
経 常 収 益 計		147,195,500
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		123,100,000
(1) 人件費 職員給与 (特定相談支援従業者給与含む) 同行援護従業者給与 同行援護従業者・職員加算手当 事務員交通費 (特定相談支援従業者交通費含む) 同行援護従業者交通費 職員活動費	32,000,000 73,000,000 8,500,000 1,800,000 7,500,000 300,000	123,100,000
(2) その他経費 事務所設備・投資資金・緊急対策費(新規相談事業準備) 会議交通費 研修費 広告宣伝費 交際費 同好会補助費 修繕費 会議費 雑費 理事会会議交通費	500,000 157,000 354,000 65,000 160,000 40,000 30,000 190,000 49,000 450,000	1,995,000
事業費計		125,095,000
2 管理費		6,020,000
(1) 人件費 法定福利費 福利厚生費職員積立金 顧問料	4,500,000 700,000 820,000	6,020,000
(2) その他経費 本部費(涉外費・慶弔費・予備費) 水道光熱費・通信費 広告宣伝費 事務用消耗品費 備品消耗品費 修繕費 マンション管理費 租税公課 (固定資産税) 諸会費 (都道府県協会費100名含む) 減価償却費 リース料 支払手数料 保険料 雑費 その他管理費(100周年積立金含む)	230,000 700,000 500,000 1,000,000 150,000 500,000 357,600 72,100 212,000 1,000,000 1,800,000 100,000 500,000 800,000 320,000	8,241,700
管理費計		14,261,700
経 常 費 用 計		139,356,700
当 期 経 常 増 減 額 【A】 - 【B】 . . . ①		7,838,800
【C】 経 常 外 収 益		
経 常 外 収 益 計		0
【D】 経 常 外 費 用		
経 常 外 費 用 計		0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】 - 【D】 . . . ②		0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+② . . . ③		7,838,800
法人性、住民税及び事業税 . . . ④		70,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		27,688,240
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤		35,457,000